

阪神エメラルドMasterCard会員規約

<一般条項>

第1条(会員および家族会員)

- (1) 会員とは、本規約を承認のうえ、株式会社阪急阪神百貨店(以下「甲」といいます。)に入会申込をされ、株式会社アプラス(以下「乙」といいます。)が入会を認めた本人会員および(2)の家族会員をいいます。
- (2) 家族会員とは、本人会員がその家族のうち3名(ただし満18歳以上の同居・同姓の方)を限度として指定し、乙が認めた方をいい、本人会員と同一条件の下でカード(以下「家族カード」といいます。)利用ができるものとします。
- (3) 本人会員は、家族会員に対し、本人会員に代わって家族カードを使用して、本規約に基づくクレジットカードの利用を行う一切の権限(以下「本代理権」といいます。)を授与するものとします。なお、本人会員は、家族会員に対する本代理権の授与について、撤回、取消または無効等の消滅事由がある場合は、第15条(3)所定の方法により家族会員によるクレジットカード利用の中止を申出するものとします。本人会員は、この申出以前に本代理権が消滅したことを、乙に対して主張することはできません。
- (4) 本代理権の授与に基づき、家族会員の家族カードによるクレジットカード利用はすべて本人会員の代理人としての利用となり、当該家族カード利用に基づく一切の支払債務は本会員に帰属し、家族会員はこれを負担しないものとします。また、本人会員は、自ら本規約を遵守するほか、善良なる管理者の注意をもって家族会員も本規約を遵守させる義務を負うものとし、家族会員が本規約に違反した場合は、乙に対し、一切の責任を負うものとします。
- (5) 次条以下において会員と称するときは、原則として本人会員と家族会員の両者を指すものとします。ただし、本人会員固有に適用されるものについては本人会員のみについて適用されるものとします。

第2条(カードの貸与・有効期限)

- (1) 乙は会員1名につき各1枚の阪神エメラルドMasterCard(以下「カード」といいます。)を発行し、貸与いたします。カードには、ICチップが組み込まれたICカード(以下「ICカード」といいます。)を含みます。また、乙が必要と判断した場合は、乙が定める方法により、別途カードを発行できるものとします。なお、カードの所有権は乙に属します。
- (2) 会員は、カードの署名欄に自署し、善良なる管理者の注意をもってカードを使用・保管するものとします。
- (3) カードは、カード表面に会員名が印字された本人に限り利用でき、他人に貸与、譲渡、質入れ、担保提供等に利用することはできないものとします。また、カード固有の番号・有効期限等のカード情報についても同様に他人に情報提供・貸与することはできないものとします。
- (4) カードの有効期限はカードに表示し、有効期限満了後において乙が引続き会員として適当と認めるときは、乙所定の時期に更新するものとします。
- (5) 会員が(2)(3)に違反し、その違反に起因してカードが不正に利用された場合、会員はその利用代金について全ての責任を負うものとします。

第3条(年会費)

年会費は無料です。

第4条(暗証番号)

- (1) 会員は、暗証番号の届出を行う場合には、生年月日や自宅電話番号等の他人に容易に知られる番号の使用を避けるものとします。
- (2) 会員は、暗証番号を乙へ届出していない場合、または、乙が暗証番号として不適切と判断した場合には、会員は、乙が所定の方法により暗証番号を設定または変更することをあらかじめ承諾するものとします。
- (3) 会員は、暗証番号を他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。カード利用の際、登録されている暗証番号が使用されたときは、暗証番号について盗用その他の事故があってもその利用代金はすべて会員の負担となるものとします。ただし、登録された暗証番号につき、会員に故意または過失が存在しない場合には、この限りではありません。
- (4) 会員は、乙所定の方法により暗証番号の変更登録を申出することができるものとします。なお、ICカードの暗証番号変更はカードの再発行手続きが必要なことをあらかじめ承諾するものとします。

第5条(カードの機能)

会員は、カードを利用して、甲および甲の指定する店舗等ならびに乙と契約している加盟店、乙と業務提携しているクレジットカード会社の加盟店ならびにマスターカード・インターナショナル・インコーポレイテッド(以下「マスターインター」といいます。)に加盟した日本国内外のクレジットカード会社・金融機関と契約した加盟店(以下、これらを総称して「加盟店」といいます。)でお買物とサービスの提供(以下「カードショッピング」といいます。)を受けることができるものとします。また、会員は、カードを利用して乙から金銭の借入(以下「カードキャッシング」といいます。)を受けることができるものとします。

第6条(カードの利用可能枠)

- (1) カードの利用可能枠は、家族会員の利用を含んで乙が審査し、決定した額までとします。
- (2) カードキャッシングの利用可能枠は、カードの利用可能枠のうち、乙が審査し別途決定した金額までとします。
- (3) (1)(2)の利用可能枠は、乙が会員に対してカードを送付する際に同封する台紙等に表示して通知するものとします。
- (4) 会員は、乙が認めた場合を除き、利用可能枠を超えてカードを利用してはならないものとします。なお、乙の承認なく利用可能枠を超えてカードを利用した場合は、利用枠を超えた金額を速やかに一括して支払うものとします。

- (5) 日本国外におけるカードの1回当りの利用可能枠は、国別に乙が定めるものとします。
- (6) 乙は、会員または会員のカード利用が以下の各号のいずれかに該当した場合は、カードの利用を停止し、あるいは利用可能枠を減額できるものとします。
 - ①会員のカード利用が本規約に違反する場合、あるいは違反するおそれがある場合、その他不審な点がみられた場合。
 - ②会員の信用状態が著しく悪化した場合。
 - ③会員が、関係法令または乙が属する業界団体等の自主規制(以下「関係法令等」といいます。)に基づき乙が提出を求めた収入証明書類、その他の必要書類を提出しなかった場合。
 - ④会員の借入残高あるいは利用残高または返済額等(関係法令等の規定によっては乙以外の事業者との取引によるものを含む)が、関係法令等に定められた上限を超過する場合。
 - ⑤その他乙が必要と認めた場合。
- (7) 乙が前項の措置を講じる場合、関係法令等により通知が義務づけられている場合を除いて会員に対して特段の通知を要しないものとします。
- (8) 乙は、会員が希望し、乙が適当と認めた場合には、本条項に定める利用可能枠を増額できるものとします。ただし、会員から増枠を希望しない旨の申出があった場合は増額しないものとします。
- (9) 会員が、乙のカード(カードキャッシング専用カードを含む。)を複数枚保有する場合は、会員はカードキャッシングを利用するカードを指定するものとします。なお、会員によるカードの指定がない場合は、乙はカードを指定することができるものとします。
- (10) 会員は、会員または乙が(9)において指定したカード以外のカードについて、カードキャッシングの利用可能枠の範囲内であっても、新たにカードキャッシングを利用することができなくなる場合があることをあらかじめ承諾するものとします。

第7条(支払)

- (1) 会員は、カードショッピングの利用代金および手数料(以下「カードショッピングの支払金」といいます。)ならびにカードキャッシングの融資金および利息(以下「カードキャッシングの返済金」といいます。)その他本規約に基づく会員の乙に対する一切の支払債務(以下、これらを総称して「カード利用による支払金等」といいます。)について、カードキャッシングの返済金については毎月末日を締切日として翌月27日(当日が金融機関の休業日の場合は翌金融機関営業日。以下同じ。)に、それ以外のカード利用による支払については原則として毎月5日を締切日として当月27日に、会員があらかじめ届出た乙の指定する金融機関の口座から口座振替の方法により支払うものとします。
- (2) 会員は、前項の規定に係わらず、あらかじめ乙が支払方法として認めた場合あるいは口座振替の手続きが不備となった場合は、乙の指定する口座への振込み、コンビニエンスストアでの支払い等、乙が指定した支払方法に従い支払うものとします。

第8条(日本国外の利用代金の円への換算)

会員の日本国外におけるカード利用による代金は、所定の売上票または伝票記載の外貨額をマスターインターもしくは乙との提携金融機関所定の方法で、海外取引事務処理経費を加えた金額で円貨へ換算のうえ、国内カード利用代金と同様の方法で支払うものとします。

第9条(カード利用による支払金等の充当順位)

会員の返済した金額が、本規約およびその他の契約に基づき乙に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、会員への通知なくして、法律で認められる範囲内において乙が適当と認める順序・方法によりいずれの債務に充当しても異議ないものとします。

第10条(費用等の負担)

- (1) 会員は、預金口座振替以外の方法でカード利用による支払金等を支払うときは、それに係る送金手数料を負担するものとします。
- (2) 会員は、カード利用または、本規約に基づく費用・手数料等に課税される消費税等の公租公課を負担するものとします。
- (3) 会員は、印紙代、公正証書作成費用等、弁済契約締結に要する費用ならびに第14条(1)①に基づく書面による催告に要した費用、訴訟等の法的措置に要する申立および送達等の費用を、退会後といえども全て負担するものとします。
- (4) 会員は、第30条に定めるキャッシュディスペンサー(現金自動貸付機)または金融機関のATM(現金自動預払機)を利用してカードキャッシングをしたとき、またはカードキャッシングの返済金を返済したときは、乙に対し、当該キャッシュディスペンサーまたは金融機関のATM利用に係る乙所定の手数料を支払うものとします。ただし、乙は、当該手数料の徴求を開始するにあたり、事前に会員に対して通知または公表するものとします。なお、本項の規定は、貸金業法第4条施行日以降において適用されるものとします。
- (5) 会員は、カードショッピングの支払金の支払いを遅延したことにより乙が支払いを請求したときは、当該請求に関わる費用を徴求するものとします。ただし、支払請求に関する費用の徴求を開始するときは、事前に乙から通知または公表いたします。

第11条(公租公課)

会員が第10条(2)により消費税等の公租公課を負担する場合において、公租公課(消費税等を含む)が変更されたとき(新たに追加され、または廃止される場合を含む)は、会員は、変更後の公租公課を負担するものとします。

第12条(カードの紛失・盗難・偽造)

- (1) 会員がカードを紛失し、または盗難その他の不法な行為(以下「カード事故」といいます。)にあったときは、速やかに乙に連絡のうえ、最寄りの警察署または交番にその旨を届出るとともに、乙所定の届出書を乙あてに提出するものとします。
- (2) 会員は、乙が求めた場合には、警察署による被害届出証明書等のカード事故に係る資料等を提出し、当該カード事故に関する乙の調査

に協力するものとします。

- (3) カード事故によりカードを他人に利用された場合の損害は、カード事故の状況等に応じて、乙の定めるところにより、その損害額の全部または一部が補填されます。ただし、カード事故が次のいずれかに該当する場合には、上記損害の全部を会員が負担するものとします。
- ① 会員の故意または重大な過失によって生じた場合。
 - ② 会員の家族、同居人、留守人等、会員の関係者によって利用された場合。
 - ③ 乙の会員規約に違反している場合。
 - ④ 戦争、地震等の著しい社会秩序の混乱の際に紛失や盗難が生じた場合。
 - ⑤ (1)の通知を乙が受理した日の61日以前に生じた損害の場合。
 - ⑥ 会員が乙の請求する書類を提出しなかったり、乙の行う被害状況の調査に協力せず、または損害防止軽減のための努力をしなかった場合。
 - ⑦ その他、会員が乙の指示に従わなかった場合。
 - ⑧ 会員の故意または過失により登録された暗証番号が使用された場合。
- (4) 偽造カード(第2条(1)に基づき乙が発行し会員に貸与するカード以外のカードその他これに類するものをいいます。)の利用に係るカード利用代金については、偽造カードの作出または利用につき会員に故意または過失があるときを除いて会員の負担となりません。

第13条(カードの再発行)

- (1) カードの紛失、盗難、破損、汚損等またはカード情報の消失、不正取得、改変等の理由により会員が希望した場合、審査のうえ原則としてカードを再発行します。この場合、会員は、自己に貸与されたカードの他、家族カードの再発行についても乙所定の再発行手数料を支払うものとします。再発行手数料は別途公表いたします。なお、合理的な理由がある場合はカードを再発行しない場合があります。
- (2) 乙は、乙におけるカード情報の管理、保護等業務上必要と判断した場合は、会員番号の変更ができるものとします。

第14条(期限の利益喪失)

- (1) 会員が、次のいずれかに該当したときは、本契約およびその他の乙との契約に基づき会員が乙に対して負担する一切の債務について当然に期限の利益を失い、これらの乙に対する一切の未払債務をただちに支払うものとします。
- ① カードショッピングの支払金の支払いを遅滞し、乙から20日以上期間を定めて書面で催告を受けたにもかかわらず、その期限内に支払いがなかったとき。ただし、支払期間が2ヶ月を超えない支払方法(加盟店等の事務処理上の都合により2ヶ月を超えた場合を含む。以下、カードショッピングにおける当該支払方法を「1回払い等」といいます。)およびボーナス一括払いの場合を除く。
 - ② カードキャッシングの返済金の返済を1回でも遅滞したとき。(ただし、利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有します。)
 - ③ 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。
 - ④ 差押、仮差押、保全差押、仮処分申立てまたは滞納処分を受けたとき。
 - ⑤ 破産、民事再生手続、特別清算、会社更生もしくはこれらに準ずる申立てを受けたとき、または自らこれらの申立てをしたとき。
 - ⑥ 商品あるいは権利の購入または役務の提供を受けることが会員にとって営業のためのものであるなど、割賦販売法第35条の3の60第1項に該当する取引について、会員がカードショッピングの支払金の支払いを1回でも遅滞したとき。
 - ⑦ カードショッピングで購入した商品または権利の質入れ、譲渡、賃貸その他乙の所有権を侵害する行為をしたとき。
- (2) 会員が、次のいずれかに該当したときは、乙の請求により期限の利益を失い、乙に対する一切の未払債務をただちに支払うものとします。
- ① 本規約上の義務に違反し、その違反が本規約上の重大な違反となるとき。
 - ② その他会員の信用状態が著しく悪化したとき。

第15条(脱会ならびにカードの利用停止と返却)

- (1) 会員の都合により脱会するときは、会員は、乙あてにその旨の届出を行うものとし、同時にカードを返却するものとします。この場合、カード利用による支払金等の未払債務を完済したときをもって脱会したものとします。
- (2) 会員が次のいずれかに該当した場合、乙は会員に通知することなくカードの利用を停止、または会員の資格を喪失させることができ、これらの措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することができるものとします。
- ① 第14条(1)③④⑤⑦および(2)各号のいずれかに該当したとき。
 - ② カード利用による支払金等の支払い、その他の乙に対する債務の履行を怠ったとき。
 - ③ カード利用状況が適当でないと乙が判断したとき。
 - ④ 乙に虚偽の申告をしたとき。
 - ⑤ 本規約に違反したとき。
 - ⑥ 会員が行方不明または連絡不能となったとき。
 - ⑦ 乙が加盟する個人情報機関に登録された会員の個人情報により、会員の信用状態が悪化したことが判明したとき。
 - ⑧ その他、乙が会員として不適格と判断したとき。
- (3) 家族会員は、本会員が、乙所定の方法により家族会員による家族カードの利用の中止を申出た場合、その申出をもって当然に、家族会員の資格および本代理権を喪失します。

- (4) 会員が(2)(3)に該当し、乙あるいは乙から委託を受けた者または加盟店からカードの返却を求めたときは、会員はただちにカードを返却するものとします。なお、会員が乙から他カードの貸与を受けている場合であって、いずれかのカードが(2)に該当した場合は、いずれかのカードについても本項が適用されるものとします。
- (5) カード回収に要した一切の費用は会員が負担するものとします。

第16条(カード利用の一時停止)

会員が、カード利用可能枠を超えた利用をした場合またはしようとした場合、利用可能枠内であっても短時間に換金性の高い商品(貴金属、商品券類等を指すが、これらに限らない)を連続して購入する等、カード利用状況が不審なものと乙が判断した場合、もしくは第7条に規定する支払いの遅延状況によっては、乙は、会員に対して特段の通知を要せず、当該カードの利用を一時的に停止することができるものとします。また、そのような場合は、乙はカードの返却を求めることができるものとし、当社から委託を受けた者または加盟店からカードの回収の要請があった場合は、会員は異議なくこれに応ずるものとします。

第17条(カードの破棄等)

会員は、次の各号に該当するカードについて、カードを利用不能な状態に切断のうえ破棄し、あるいは乙の指示により乙へ返却するものとします。なお、会員が適切に破棄せず、あるいは乙の指示に従わなかったことにより、カード事故または不正使用が発生した場合は、その責任は会員が負うものとします。

- ① 第2条(4)により更新カードが送達された場合の更新前のカード。
- ② 脱会等により会員資格を終了または喪失した場合の当該カード。
- ③ 紛失したことによりカードの再発行を受けた後、発見した紛失カード。

第18条(届出事項の変更)

- (1) 会員は、乙に届出た住所・氏名・勤務先・指定預金口座等について変更があった場合には、所定の届出書により、乙に届出するものとします。ただし、乙が適当と認めた場合は、乙への電話での届出あるいは乙が適当と認めた書面をもって届出するものとします。
- (2) 会員は、(1)の住所・氏名の変更の通知を怠った場合、乙から通知または送付書類等が延着または未到達となっても、乙が通常到達すべきときに到達したものとみなすことに異議がないものとします。ただし、(1)の住所・氏名の変更の届出を行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときは、この限りではないものとします。

第19条(諸法令等の適用)

- (1) 会員は、日本国外でカードを利用について、現在適用されている、または今後適用される外国為替および外国貿易に関する諸法令、諸規則等により許可証・証明書その他の書類を必要とする場合には、乙の要求に応じ、これを乙に提出するものとします。また、日本国外でのカードの利用の制限あるいは停止に応じるものとします。
- (2) 会員は、「犯罪による収益移転防止に関する法律」に基づき、入会にあたり乙に対して、同法で定める運転免許証・パスポート等の本人確認書類を提示、もしくは提出(写しの提出も含む)するものとします。また、乙が本人確認(本契約締結後の住所確認のためも含む)のために住民票を取得することに同意します。なお、会員は、本人確認書類とカード入会申込書記載の氏名、生年月日、住所等が相違した場合、乙の求めに応じて追加の書類を提出するものとします。
- (3) 会員は、前項の定めに対応できなかった場合等、乙が必要と判断した場合には、入会を断ることや、カードの利用を停止する等の措置を採ることに同意するものとします。

第20条(債権譲渡)

会員は、乙が本規約に基づく債権および権利を第三者に担保提供し、または譲渡(信託を含む)すること、および乙が譲渡した債権等を再び譲受けることをあらかじめ異議なく承諾します。

第21条(規約の変更)

本規約に変更が生じ、会員に重大な影響を及ぼす場合は、乙はあらかじめ会員に変更事項を通知するものとします。なお、通知書到着後、会員がカードを使用したときは、会員は変更内容を承認したものとみなされることに異議ないものとします。なお、本規約と相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。

第22条(準拠法)

会員と乙との諸契約に関する準拠法は、すべて日本の法律が適用されるものとします。

第23条(合意管轄裁判所)

会員は、本規約について紛議が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、会員の住所地、購入地および乙の本社、各支店、各センター所在地を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。

<カードショッピング条項>

第24条(カードショッピングの利用方法)

- (1) 会員は、本規約を承認のうえ、加盟店でカードを提示し、所定の売上票にカードと同一の署名を行うことによりカードショッピングができるものとします。なお、売上票への署名にかえて、加盟店に設置してある端末機に暗証番号を入力する等、所定の手続きを行うことによりカードショッピングを利用できる場合があります。また、通信販売・オンラインショッピング等、乙がとくに認めた場合(端末機の故障等を含む)は、

乙と加盟店が定めた手続きに従ってカードの利用ができる場合があります。

- (2) カードの利用に際しては、カード利用可能枠の範囲内であっても原則として乙の承認を必要とします。なお、この場合、利用する取引や購入商品の種類、利用金額等により乙が加盟店もしくは会員に対してカードの利用状況等に関し照会を行うことに会員はあらかじめ同意するものとします。
- (3) 甲での利用時は、会員はこのカードで商品券、金・銀・白金の地金類、喫茶(一部)、ふるさと名産、貸室関係、屋上遊戯施設、外商部、その他甲が特に指定するものについてはご利用いただくことができません。また、食堂および阪神グループ等についての支払方法は1回払いの取扱いに限定するものとします。
- (4) ①会員は、カードショッピングの利用代金を会員に代わって加盟店に立替払いをすることを乙に委託するものとし、カードショッピングの支払金を乙に支払うものとします。
②会員はマスターインターの加盟店でカードショッピングを利用した場合、当該加盟店が会員に対するカード利用代金債権を当該加盟店に係わる加盟店契約会社に譲渡し、さらに当該加盟店契約会社が直接またはマスターインターを通じて乙に譲渡することをあらかじめ認めるものとし、カードショッピングの支払金を乙に支払うものとします。
- (5) 会員がカードにより購入された商品の所有権は、当該利用代金の乙への支払いの完了まで乙に留保されることを会員はあらかじめ認めるものとします。
- (6) 会員は、乙が認めた場合は、電話料金等通信サービス料金やその他の継続的に発生する各種利用代金の決済手段としてカードを利用することができるものとします。この場合、会員は、カード番号・有効期限等の変更もしくは会員資格の喪失等によりカードの利用ができなくなったときは、その旨を加盟店に告知し、決済手段の変更を行うものとします。また、上記事由が生じた場合には、乙が会員に代わって当該変更、退会または会員資格喪失等の情報を当該加盟店に対し通知する場合があることを会員はあらかじめ承諾するものとします。

第25条(カードショッピングの支払金の支払方法)

- (1) カードショッピングの支払金の支払方法は、1回払い、2回払い、元利定額返済リボルビング払い(以下「リボルビング払い」といいます。)、回数指定分割払い、ボーナス併用回数指定分割払い、ボーナス一括払いのうちから会員がカード利用の際に指定した方法によるものとします。ただし、会員が指定できる支払方法は加盟店により下記表のとおりとします。また、日本国外のマスターインターに加盟した金融機関等の加盟店でカードを利用する場合は原則として1回払いとします。この場合において、カードご利用日より15日以内に会員から申出があり、かつ乙がこれを認めた場合には、会員は、リボルビング払いによる支払いを指定することができるものとします。なお、会員が加盟店で支払方法の指定をしなかった場合は、1回払いとして取扱いするものとします。

	日本国内加盟店	日本国外加盟店
甲の加盟店	●1回・2回払い●ボーナス一括払い ●リボルビング払い ●回数指定分割払い	
乙の加盟店	●1回・2回払い●ボーナス一括払い ●リボルビング払い●回数指定分割払い ●ボーナス併用回数指定分割払い	
MasterCard 加盟店	●1回・2回払い●ボーナス一括払い ●リボルビング払い●回数指定分割払い	●1回払い (●リボルビング払い)

※加盟店によっては支払方法が限定されている場合があります。

- (2) 1回払い、2回払い、回数指定分割払い、ボーナス併用回数指定分割払いを指定した場合の支払回数、支払期間、分割払手数料率(実質年率)は以下のとおりとなります。但し、ボーナス併用回数指定分割払いの場合、実質年率が以下と異なる場合があります。

◆甲でのご利用の場合

支払回数	1	2	3	6	10	15	20
支払期間(ヶ月)	1	2	3	6	10	15	20
分割払手数料率(実質年率)(%)	—	—	8.98	10.21	10.76	11.01	11.09
利用代金100円あたりの手数料額(円)	0	0	1.5	3.00	5.00	7.50	10.00

◆その他加盟店でのご利用の場合

支払回数	1	2	3	6	10	12	15	18	20	24
支払期間(ヶ月)	1	2	3	6	10	12	15	18	20	24
分割払手数料率(実質年率)(%)	—	—	10.76	12.23	12.88	13.03	13.16	13.23	13.25	13.27
利用代金100円あたりの手数料額(円)	0	0	1.80	3.60	6.00	7.20	9.00	10.80	12.00	14.40

※支払回数は加盟店により相違する場合がございます。

- ① 回数指定分割払いのカードショッピングの支払金合計は、利用代金と利用代金に上記の分割払手数料率を乗じた額とを加算した

金額となります。また、月々のカードショッピングの支払金は、カードショッピングの支払金合計を支払回数で除した金額となります。ただし、月々のカードショッピングの支払金の単位は100円とし、端数が発生した場合は初回に算入するものとします。

(例)利用代金100,000円、10回払い(頭金なし)の場合

分割払支払金合計

100,000円+100,000円×6.00/100円=106,000円

- ② ボーナス併用回数指定分割払いのボーナス支払月は夏期8月、冬期12月とし、最初に到来したボーナス月より支払うものとします。また、ボーナス支払月の加算総額は、ボーナス併用回数指定分割払いを指定した当該カード利用代金の50%以内とし、ボーナス併用回数で均等分割(ただし、ボーナス支払月の加算額は千円単位で均等分割できる金額とします。)し、その金額を通常月の均等支払額に加算して支払うものとします。なお、ボーナス併用回数指定分割払いの実質年率は上記と異なる場合があります。

(3) リボルビング払いの場合

① 月々のカードショッピングの支払金は会員があらかじめ乙と取り決めた金額(以下「弁済金」といいます。)を支払うものとし、弁済金には締切日の累積代金残高に乙所定の手数料を含むものとします。ただし、利用代金残高に手数料を加えた金額が弁済金以下となる場合は、当該利用代金の金額を支払うものとします。

② リボルビング払いの手数料率は実質年率10.68%とし、締切日の累積代金残高に0.89%を乗じた額とします。なお、手数料は①の弁済金を含むものとします。

(例)締切日の利用代金残高50,000円 弁済金10,000円

(弁済金の内訳 ●手数料 50,000円×0.89%=445円

●利用代金充当分 10,000円-445円=9,555円)

③ リボルビング払いのボーナス加算を乙に届出ている場合は、ボーナス加算月は夏期8月、冬期12月とし、最初に到来したボーナス月より支払うものとします。また、ボーナス加算額は、あらかじめ乙に届出た金額(1万円単位)とし、通常月の弁済金に加算して支払うものとします。

(4) ボーナスイ括払いの支払月は夏期8月、冬期12月とします。なお、取扱期間は乙所定の期間に限らせていただき、ボーナス支払月に一括して支払うものとします。この場合手数料はいただきません。

(5) 会員は、手数料率が金融情勢等により変動することに異議がないものとします。また、第21条の規定にかかわらず、乙から手数料率の変更の通知をした後は、通知したときにおけるカードショッピングの利用代金残高の全額に対しても、改定後の手数料率が適用されることに会員は異議ないものとします。

(6) 一部の加盟店においては、支払方法、支払回数および手数料率が異なる場合があります。また、リボルビング払い、回数指定分割払い、ボーナス併用回数指定分割払い、およびボナスイ括払いについてもお取扱のない場合があります。

第26条(遅延損害金)

(1) 会員が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで、カードショッピングの支払金の残全額に対し、商事法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、支払回数が3回未満の場合およびリボルビング払いの場合は、カードショッピングの支払金の残全額に対し年14.60%(1年を365日とする日割計算。以下同じ。)を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

(2) 会員が、カードショッピングの支払金の支払いを遅延したとき((1)の場合を除く)は、支払期日の翌日から支払日に至るまで、当該支払金に対し、年14.60%を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、支払方法が1回払い等の場合およびリボルビング払いの場合を除き、当該遅延損害金はカードショッピングの支払金の残全額に対し、商事法定利率を乗じた額を超えないものとします。

第27条(早期完済の特約)

回数指定分割払いおよびボーナス併用回数指定払いの場合、会員が当初の契約のとおりカードショッピングの支払金の支払いを履行し、かつ約定支払期間の途中で残全額を一括して支払ったときは、会員は、78分法またはそれに準ずる乙所定の計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料を乙に請求できるものとします。

第28条(見本・カタログ等と現物の相違)

会員が見本・カタログ等により申込をした場合において、引渡された商品が見本・カタログ等と相違している事が明らかな場合は、会員は、速やかに加盟店に商品の交換を申出るか、または当該売買契約の解除をすることができるものとします。ただし、第29条(5)①に該当する場合は除くものとします。なお、売買契約を解除した場合は、会員は、速やかに乙に対してその旨を通知するものとします。

第29条(支払停止の抗弁)

(1) 会員は、カードショッピングにおいて購入した商品もしくは割賦販売法に定める指定権利または提供を受けた役務(以下「商品等」といいます。)について以下の事由が存する時は、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品等に関して、支払いを停止することができるものとします。

① 商品の引渡し、指定権利の移転または役務の提供がなされないこと。

② 商品に破損・汚損・故障・その他の瑕疵があること。

③ その他商品等の販売について、加盟店に対して生じている抗弁事由があること。

- (2) 乙は、会員が(1)の支払いの停止を行う旨を乙に申出た時は、直ちに所要の手続きをとるものとします。
- (3) 会員は、(2)の申出をするときは、あらかじめ上記の事由の解消のため、加盟店と交渉を行うよう努めるものとします。
- (4) 会員は、(2)の申出をした時は、速やかに上記の事由を記載した書面(資料がある時は資料添付のこと。)を乙に提出するよう努めるものとします。また、乙が上記の理由について調査する必要があるときは、会員はその調査に協力するものとします。
- (5) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。
 - ① 支払方法が1回払い等のとき。
 - ② 2回払い、回数指定分割払い、ボーナス併用回数指定分割払いまたはボーナス一括払いの場合で1回のカード利用に係る支払総額が4万円に満たないとき。
 - ③ リボルビング払いの場合で1回のカード利用に係る現金販売価格が3万8千円に満たないとき。
 - ④ 会員によるカード利用が営業のために行うカード利用である場合、その他の割賦販売法第35条の3の60第1項に定める適用除外条件に該当するとき。
 - ⑤ 乙の承諾なしに、売買契約の合意解約、加盟店に対するカードショッピングの支払金の支払い、その他乙の債権を侵害する行為をしたとき。
 - ⑥ 会員による支払いの停止が信義に反すると認められるとき。
 - ⑦ 本条(1)①から③の事由が会員の責に帰すべきとき。
- (6) 会員は、乙がカードショッピングの支払いの残額から(1)による支払いの停止額に相当する額を控除して請求したときは、控除後のカードショッピングの支払金について支払いを継続するものとします。

＜カードキャッシング条項＞

第30条(カードキャッシングの利用方法)

- (1) 会員は、下記のいずれかの方法により、乙からカードキャッシングを受けることができるものとします。なお、カードキャッシングによる融資金は1万円単位(ただし、日本国外での融資金はマスターインターまたは乙が指定する現地通貨単位)とします。
 - ① 会員が、乙所定のキャッシュディスペンサー(現金自動貸付機)または乙と提携した金融機関のATM(現金自動預払機)を利用した場合。
 - ② 会員が、乙の指定する窓口で電話で申込んだ場合。
 - ③ 会員が、マスターインターと提携した日本国外の取扱金融機関等で所定の手続きをした場合。
 - ④ その他乙の指定する方法による場合。
- (2) (1)②④の場合において、乙が振込にて融資を行う場合は、第7条に定める会員の指定口座に振込むものとします。
- (3) カードキャッシングに係る借入れの契約は、一括返済方式または元金定額返済リボルビング方式(以下、本条項において「リボルビング返済」といいます。)のいずれかの返済方法の別に、各々借入れの都度各別に成立するものとします。
- (4) 会員は、カード利用可能枠のうちキャッシング利用可能枠内で繰り返しカードキャッシングをご利用いただけます。なお、ご利用やご返済により返済の期間・回数・総支払額は変動します。
- (5) 本人会員は、家族会員が自己のカードを使用してカードキャッシングを受けた場合は、第1条(3)(4)に基づき、本人会員の代理人として融資金を受領したものとし、本人会員が乙より融資を受けたものとして取扱われることを承諾します。

第31条(取引内容に係る書面の交付)

- (1) 会員がカードキャッシングを利用した場合、貸金業法第17条第1項に基づき、ご利用の都度、利用内容を明らかにした書面(以下「貸金業法第17条1項書面」といいます。)を会員の届出住所へ郵送にて通知します。なお、貸金業法第17条1項書面に記載された返済期間、返済回数、返済期日および返済金額は、書面交付後に会員が新規の利用または返済をした場合は、当然に変動します。
- (2) 会員は、乙が次の各号に従い、一定期間における貸付と返済の内容その他の取引の状況を記載した書面(以下「マンスリーステートメント」といいます。)を交付することを承諾します。なお、マンスリーステートメントについては、次の各号のいずれかのみを実施することがあるものとします。
 - ① 貸金業法第17条1項書面に代えて、貸金業法第17条第6項に基づき交付する書面
 - ② 貸金業法第18条第1項に基づき交付する書面に代えて、貸金業法第18条第3項に基づき交付する書面
- (3) 会員は、会員の求めた場合であって、会員と乙との間で必要な手続きが完了している場合には、乙が次の各号の書類を電磁的方法により交付することを承諾します。
 - ① 貸金業法第17条1項書面
 - ② 貸金業法第18条第1項に基づき交付する書面
 - ③ マンスリーステートメント
- (4) (2)(3)については、乙において取扱可能となったときに、実施期間等の必要事項を会員に対して通知し、あるいは公表します。

第32条(カードキャッシングの返済金の返済方法)

- (1) カードキャッシングの返済金の返済方法は、一括返済、リボルビング返済のうち会員が利用の際指定した方法とします。なお、日本国外でカ

ードキャッシングを利用する場合の支払方法は、原則として一括返済のみとします。ただし、カードご利用日に会員から申出があり、かつ乙がこれを認めた場合には、会員はリボルビング返済による支払方法を指定することができるものとします。

(2) 会員の乙に対するカードキャッシングの返済金の返済額は次の各号のとおりとします。

①一括返済の場合

締切日の融資残高に利息を加算した金額を約定返済日(返済期日、以下同じ。)に返済するものとします。利息は、融資金に対して、融資日の翌日から約定返済日までの期間に実質年率年28.80%(1年365日とする日割計算。閏年は366日とする日割計算、以下同じ。)を乗じた額とします。

②リボルビング返済の場合

月々のカードキャッシングの返済金は、会員があらかじめ乙と取り決めた金額に利息を加算した金額(以下「弁済金」といいます。)を毎月の約定返済日に返済するものとします。利息は、前回の約定返済日における融資残高に対して、前回の約定返済日の翌日から今回の約定返済日までの期間に乙所定の利率を乗じた額とします。なお、新規のご利用分については、融資日の翌日から当該ご利用分に係る初回返済日までの期間に乙所定の利率を乗じた額とします。

③リボルビング返済のボーナス加算を乙に届出ている場合は、ボーナス加算月は夏期8月、冬期12月とし、最初に到来したボーナス月より返済するものとします。また、ボーナス加算額は、会員があらかじめ乙と取り決めた金額(1万円単位)とし、通常月の弁済金に加算するものとします。

④当月のリボルビング返済(ボーナス加算も含む)による返済金が、弁済金より少額である場合は、当該返済金が当月の弁済金となります。

(3) 利息は金融情勢等の変動により改定させていただくことがあります。乙から会員に対して利率変更の通知をした後は、第21条の規定にかかわらず、通知時におけるカードキャッシングの融資残高に対しても改定後の利率が適用されることに会員は異議ないものとします。

(4) ①会員は、融資を受けた際に指定した返済方法による返済期日以前においても、カードキャッシングの返済金の返済(以下「事前返済」といいます。)を行うことができるものとします。

②会員が乙へ事前返済を事前返済日の前日までに申出た場合には、乙は、一括返済の場合は融資日の翌日、リボルビング返済の場合は前回の返済日の翌日から事前返済日までの間を借入日数として、日割計算により事前返済に係る利息を算出するものとします。

③乙は、会員が事前返済を行った場合において、当該返済金のうち利息相当分が約定利息額を超えているときは、会員に対し、乙所定の時期に次のいずれかの方法により超過額を返還するものとし、会員は、これを承諾するものとします。

(イ) 会員が返済方法として指定した口座振替の振替口座へ返金して返還する。

(ロ) 乙が(イ)の方法が採りえない場合に、または、超過金が500円以下の場合において、(イ)に代えて超過分相当額の郵便小為替等を送付する。

(ハ) 事前返済の後においても融資残高がある場合に返済後の元本に充当する。

第33条(遅延損害金)

会員が、月々のカードキャッシングの返済金の返済を遅滞したときは、遅滞した金額に対して支払期日の翌日より返済日に至るまで実質年率29.20%、また、期限の利益喪失の場合は、未払債務(元金分)に対して期限の利益喪失の日より完済の日に至るまで実質年率29.20%を乗じた額の遅延損害金を乙に支払うものとします。

第34条(利息制限法との関係)

カードキャッシングにおける貸付利息が利息制限法第1条第1項に規定する利率を超える場合は、会員は、超過部分について支払義務を負いません。

第35条(貸付の契約に係る勧誘)

会員は、乙が会員に対して貸付の契約に係る勧誘を行うことに同意します。なお、会員は勧誘について承諾しない(勧誘の一部に対する場合を含む)場合は、乙にその旨を申出るものとします。

<個人情報の取扱いに関する同意条項>

第1条(個人情報の収集・利用の同意)

(1) カード入会申込者および会員(以下、これらを総称して「会員」といいます。)は、乙がカード契約(申込みを含む。以下「本契約」といいます。)ならびに今後の取引に係る乙との取引の与信判断、与信後の管理のため、以下の各号の情報(以下「個人情報」といいます。)を保護措置を講じたうえで収集し利用することおよび以下の乙の関連会社(以下単に「関連会社」といいます。)と共同して利用することに同意します。

① 乙所定の申込書に会員が記載した氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、Eメールアドレス、勤務先、家族情報、住居状況、運転免許証等の記号番号等の「属性情報」。(本契約締結後に乙が会員から通知を受ける等により知り得た変更情報を含む)

② 本契約に関する契約の種類、申込日、契約日、カード名称、カード番号、有効期限、利用可能枠、支払方法等の「契約情報」。

③ 本契約に関する支払いのための口座情報、利用開始後の残高、月々の返済状況・履歴等に関する「取引情報」。

④ 会員が申告した会員の年収(世帯年収を含む)、資産、負債、乙が収集している他のクレジット等の利用履歴および債務の返済状況等

の「支払能力の判断のための情報」。

【個人情報をご共同して利用するごの関連会社】

① 社名:株式会社アプラスクレジット

住所:大阪市中央区南船場一丁目17番26号

② 社名:株式会社アプラスパーソナルローン

住所:大阪府吹田市豊津町9-1

(共同利用における管理責任事業者名称:株式会社アプラス)

- (2) 会員は、乙が本契約を行う者が会員に相違ないかを確認するため運転免許証・パスポート等の証明書の記載内容を確認すること(写しの入手も含む)、または乙が住民票等を徴求すること(本契約締結後に住所確認を行う場合を含む)に同意します。
- (3) 提携カードの場合、会員は、提携カードの提携会社(カード裏面に記載されています。以下「提携会社」といいます。)が提携会社における商品代金等を決済するため、および売買契約・役務提供契約等(以下「売買契約等」といいます。)に伴うサービスの履行のため、ならびに提携会社において会員情報の管理のために乙が提携会社に対して(1)①、②の個人情報を提供すること、および売買契約等に関する事務処理に必要な情報を乙から提供を受けることに同意します。
- (4) 会員は、乙が本契約の締結内容および後日の交渉内容を事後の証拠のために収集することに同意します。
- (5) 乙は、個人情報を、契約終了後5年間保有するものとします。ただし、他の法令等で保有期間の定めがあるものについては、当該法令の定めによります。

第2条(個人情報の与信関連業務以外の利用・提供の同意)

- (1) 会員は、乙が、乙の「ショッピングクレジット事業」「カード事業」「集金代行業業」「リース事業」「融資事業」「保証事業」その他乙の定款に記載されている事業における以下の目的のため第1条(1)①、②の個人情報を利用することに同意します。
 - ① 新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービスのために利用する場合。
 - ② 市場調査、商品開発のために利用する場合。
 - ③ 書面やその他媒体(電話を含む)による広告宣伝、販売促進活動、営業案内、貸付の契約に関する勧誘のために利用する場合。なお、乙の具体的な事業内容については、乙のホームページに掲載しております。
- (2) 会員は、関連会社が、前項各号に定める目的のために、第1条(1)①、②の個人情報を利用することに同意します。
- (3) 会員は、乙が、乙の親会社・子会社・グループ企業・提携先企業から委託を受けて、当該企業の広告宣伝、販売促進活動を実施することに同意します。
- (4) 会員は、下記の甲の目的のため、乙が甲に対して、第1条(1)①の個人情報を提供することに同意するものとします。
 - ① (1)①、②、③の目的で利用すること。
 - ② エイチ・ツー・オー リテイリング グループ各社から委託を受けて、当該企業の宣伝物送付等、営業に関する案内をすること。なお、エイチ・ツー・オー リテイリング グループ各社の社名は、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社のホームページ(URL:<http://www.h2o-retailing.co.jp/>)をご覧ください。

お問い合わせ窓口

名 称:阪神百貨店

担当部署:阪神クレジットカウンター

住 所:大阪市北区梅田 1-13-13

電話番号:06-6345-1201(代表)

(個人情報の与信関連業務以外の利用・提供の同意追加)

- (1) 会員は、甲がエイチ・ツー・オー リテイリング グループ各社と第1条(1)①の個人情報を第2条(3)①および②の目的のため共同して利用することに同意するものとします。なお、エイチ・ツー・オー リテイリング グループ各社の社名は第2条(4)に記載のエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社のホームページ(URL:<http://www.h2o-retailing.co.jp/>)をご覧ください。共同利用に関する管理責任者は阪神百貨店(お問い合わせ窓口は、第2条のお問い合わせ窓口)とします。
- (2) 前項の規定は、平成20年1月1日以降に入会の申込みをされた会員に対して適用します。

第3条(個人信用情報機関への登録・利用の同意)

- (1) 会員は、乙が加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とする。以下「加盟機関」といいます。)および加盟機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携機関」といいます。)に照会し、会員および当該会員の配偶者の個人情報(加盟機関の加盟会員によって登録される情報、貸金業協会から登録を依頼された情報、官報情報など加盟機関が独自に収集・登録する情報を含む)が登録されている場合には、割賦販売法第39条等により、会員および当該会員の配偶者の返済または支払能力の調査の目的に限り、それを利用することに同意します。
- (2) 会員は、本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、加盟機関に下表に定める期間登録され、加盟機関および提携機関の加盟会員により、会員および当該会員の配偶者の返済または支払能力に関する調査(与信判断のほか与信後の管理を含む。以下同じ。)のために利用されることに同意します。

- (3) 加盟機関の名称・住所・問い合わせ電話番号は以下のとおりです。なお、乙が、本契約期間中に新たに個人情報機関に加盟し、会員の個人情報を登録・利用する場合は、別途書面により通知し、同意を得るものとします。

①名 称:株式会社シー・アイ・シー(略称CIC)

住 所:〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階

電話番号:フリーダイヤル 0120-810-414

U R L:<http://www.cic.co.jp/>

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等の本人情報	下記のいずれかが登録されている期間
本契約に係る申込みをした事実	乙が信用情報を照会した日より6ヶ月間
本契約に関する客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後5年間
債務の支払いを延滞等した事実	契約期間中および契約終了後5年間

②名 称:株式会社日本信用情報機構(略称JICC)

住 所:〒101-0046 東京都千代田区神田多町2-1 神田進興ビル

電話番号:フリーダイヤル 0120-441-481

U R L:<http://www.jicc.co.jp>

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等の本人情報	下記のいずれかが登録されている期間
本契約に係る申込みをした事実	乙が信用情報機関を利用した日より6ヶ月を超えない期間
本契約に関する客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後5年間
債務の支払いを延滞等した事実	契約期間中および取引終了後5年間(ただし、債権譲渡の事実に係る情報は譲渡日から1年を超えない期間)

上記加盟機関へ登録する情報は、本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等)、契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等)、返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞等)、および取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等)となります。また、これらの項目以外に、官報情報、登録情報に関する苦情を受け調査中である旨、本人確認資料の紛失・盗難、与信自粛申出等の本人申告情報が登録されます。

- (4)提携機関の名称・住所・電話番号は以下のとおりです。

名 称:全国銀行個人信用情報センター(略称全銀協)

住 所:〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

電話番号:03-3214-5020

U R L: <http://www.zenginkyou.or.jp/pcic/index.html>

※全銀協の加盟会員により利用される個人情報、上記登録情報の中の「債務の支払いを延滞等した事実」となります。

第4条(個人情報の預託等の同意)

- (1) 会員は、乙が事務処理(コンピュータ事務、代金決済事務およびこれらに付随する事務等)を第三者に業務委託する場合に、乙が個人情報の保護措置を講じたうえで、第1条(1)により収集した個人情報を受託者に預託することに同意します。
- (2) 会員は、乙が債権管理回収業に関する特別措置法に基づき、下記債権回収会社に債権回収の委託(債権譲渡を含む)をする場合、第1条(1)①、②、③の情報を下記債権回収会社に預託・提供することに同意します。

【当社が債権回収の委託をする債権回収会社】

①名 称:エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社

住 所:〒164-0012 東京都中野区本町2丁目46番1号

②名 称:アルファ債権回収株式会社

住 所:〒163-1108 東京都新宿区西新宿6丁目22番1号 新宿スクエアタワー8階

第5条(個人情報の開示・訂正・削除)

- (1) 会員は、乙および第3条で記載する個人情報機関に収集されている自己に関する個人情報を、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより開示するよう請求することができるものとします。

①乙に開示を求める場合には、第10条に記載の窓口または各センター等にご連絡ください。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細についてお答えします。

また、開示請求手続きにつきましては、乙のホームページに掲載しております。

②個人情報情報機関に開示を求める場合には、第3条に記載の個人情報情報機関に連絡してください。

(2) 前項に基づく乙への開示請求により、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、乙は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第6条(本規約不同意の場合の措置)

会員は会員が本契約において必要な記載事項(カード申込書面で記載すべき事項)の記載を希望しない場合、または、第2条を除く本条項の内容の全部または一部を承認できない場合は、乙が本契約を拒否する場合があることに同意するものとします。

第7条(利用中止の申出)

第2条による同意を得た範囲内で乙が当該情報を利用、提供している場合であっても、会員が利用中止の申出をした場合は、乙は、それ以降の利用を中止する措置を取るものとします。ただし、乙が送付する「ご利用明細書」等に同封する封入物の送付中止の申出はできないものとします。

第8条(契約が不成立の場合の同意)

会員は、本契約が不成立の場合であっても、本条項により申込みをした事実の情報を、会員の返済または支払能力の調査のために、加盟機関が第3条記載の期間登録し、加盟機関の会員に利用されることに同意するものとします。

第9条(条項の変更)

本条項は、法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

第10条(個人情報に関する問い合わせ窓口)

個人情報については、個人情報管理室が責任部署となります。なお、個人情報の開示・削除・訂正に関する請求窓口および個人情報に関するお問い合わせ先は下記のとおりです。

住所:吹田市豊津町9番1号 パシフィックマークス江坂

担当部署:株式会社 アプラス お客さま相談室

電話番号:06-6368-7577

URL:<http://www.aplus.co.jp/>

[相談窓口]

1. 商品等についてのお問い合わせ、ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。
2. 本規約についてのお問い合わせ、ご相談および支払停止の抗弁に関する書面(第29条(4))については、下記の株式会社アプラスまでおたずねください。

株式会社アプラス <http://www.aplus.co.jp>

登録番号:近畿財務局長(9)第00186号

日本貸金業協会:第001442号

本社カードセンター

住所:〒542-8515 大阪市中央区南船場1丁目17番26号

電話:06-6262-2971

東京カードセンター

住所:〒170-0013 東京都豊島区東池袋2丁目60番3号

電話:03-3557-5711

返済等でお悩みの方は

日本貸金業協会(相談・苦情受付窓口)

0570-051-051

受付時間 9:00~17:30 土日祝休、年末年始

カードキャッシングをご利用いただいた方が脱会された場合、最寄りのアプラスの各センター等に3ヶ月以内にご来店いただければ、カード申込書をご返却します。なお、ご来店なき場合は、乙で責任をもって処理いたしますので、ご了承願います。